

令和4年度第1回上越市地域包括支援センター運営協議会 次第

日時：令和4年7月15日(金)

午後7時～8時30分

会場：福祉交流プラザ 第1会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長・副会長の選出
- 5 議題
 - (1) 令和3年度地域包括支援センターの業務実績について
 - ①業務実績（資料1）
 - ②地域包括支援センターの事業評価（資料2）
 - (2) 令和4年度地域包括支援センターの重点取組について(資料3)
 - (3) 地域包括支援センターの次期委託契約の更新について（資料4）
- 5 その他
- 6 閉会

令和 3 年度地域包括支援センターの業務実績について

1 高齢者支援業務

(1) 総合相談支援業務

地域の高齢者の相談業務、実態把握、福祉サービスの調整等の実施

＜総合相談支援業務の相談対応実績 延べ件数＞ (単位:件)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度
介護保険	14, 875	15, 099
高齢者や介護者の健康	10, 723	11, 420
医療	5, 406	7, 402
介護方法や介護の悩み	3, 812	4, 697
認知症に関すること	2, 220	2, 711
実態把握	7, 956	6, 900
その他	5, 462	6, 088
計	50, 454	54, 317

(2) 権利擁護業務

虐待の防止・早期発見、成年後見制度の利用支援等の実施

＜権利擁護に関する相談対応実績 延べ件数＞ (単位:件)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度
相談件数	1, 166	1, 256

＜高齢者虐待の状況＞ (単位:件)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度
通告件数	72	75
虐待受理件数	33	27

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護支援専門員への助言及び日常的な指導活動等の実施

＜介護支援専門員に関する相談対応実績 延べ件数＞ (単位:件)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度
相談件数	2, 790	3, 222

(4) 第 1 号介護予防支援※1 (介護予防ケアマネジメント)・指定介護予防支援※2 (介護予防支援) 業務

＜ケアプラン作成実績 延べ件数＞ (単位:件)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度
第 1 号介護予防支援事業	12, 215	12, 387
指定介護予防支援	19, 034	20, 127

※第 1 号介護予防支援：総合事業（通所、訪問サービス）のみを利用する要支援 1・2 の人及びチェックリスト対象者に係るプラン作成の業務

※指定介護予防支援：福祉用具レンタルなどの介護予防給付サービスを利用する要支援 1・2 の人に係るプラン作成の業務

2 障害者等(ひきこもりの人を含む)支援業務

(1) 総合相談支援業務

地域の障害のある人、ひきこもりの人等の相談業務、実態把握、福祉サービスや制度等の利用に関する調整等の実施

＜総合相談支援業務の相談対応実績 延べ件数＞ (単位：件)

区 分	令和2年度	令和3年度
健康・医療	1,410	2,412
福祉サービスの利用	1,099	1,718
不安の解消・情緒の安定	1,028	1,864
家計・経済	853	1,324
家族関係・人間関係	640	1,277
就労	565	686
ひきこもり	204	377
その他	1,456	2,442
計	7,255	12,100

(2) 権利擁護業務

虐待の防止・早期発見、成年後見制度の利用支援等の実施

＜権利擁護に関する相談対応実績 延べ件数＞ (単位：件)

区 分	令和2年度	令和3年度
相談件数	271	215

3 生活困窮者支援業務(自立相談支援事業)

生活困窮者の抱える各種相談対応及び自立に向けた支援等の実施

＜生活困窮に関する相談対応等実績 延べ件数＞ (単位：件)

区 分	令和2年度	令和3年度
生活困窮に関する相談	4,276	4,633

4 地域ケア推進会議、地域ケア個別会議

地域ケア会議を通して社会的資源が有機的に連携することができる環境整備等の実施

＜地域ケア会議の実績＞ (単位：回数)

区 分	令和2年度	令和3年度
地域ケア推進会議	33	31
地域ケア個別会議	22	19

5 その他(市が行う地域包括支援センターに関する取組)

(1) 地域包括支援センター職員を対象とした研修会

開催日時	内容
令和3年6月22日	障害年金制度について 障害福祉サービスについて 相談支援のアセスメントについて
8月23日	認知症者の実態や施策について 高齢者虐待について
9月28日	地域ケア個別会議の意義や目的、進め方について
11月10日	医療・介護連携について 介護予防ケアマネジメントについて 保健事業と介護予防の一体的実施について
令和4年3月17日	次年度の事業について

(2) 地域包括支援センター管理者意見交換会

開催日時	内容
令和4年11月17日	事業の進捗状況や課題等について
令和4年2月28日	業務の進捗状況等について 今年度の振り返りと次年度の運営について

(3) 地域包括支援センター障害・ひきこもり支援担当職員による支援検討会

- ・月1回実施
- ・情報共有や意見交換、事例検討等を実施した。

(4) 生活困窮者自立支援事業支援調整会議

- ・月1回実施
- ・情報共有や意見交換、事例検討等を実施した。

(5) 地域包括支援センター巡回訪問

- ・業務の進捗状況の確認や、事務連絡などを行った。
- ・令和3年6月、9月はオンラインで、令和4年1月は対面（一部オンライン）で実施した。

地域包括支援センターの事業評価について

1 事業評価の目的

地域包括支援センターが地域において求められる機能を十分に発揮するために、地域包括支援センターごとの業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえて、必要な改善を図る。

2 調査の種類

種類	設問数	回答者
市町村指標	59 問	すこやかなくらし包括支援センター、高齢者支援課
センター指標	55 問	市内 11 地域包括支援センター

※全国で統一した調査票であり、平成 30 年度から開始。

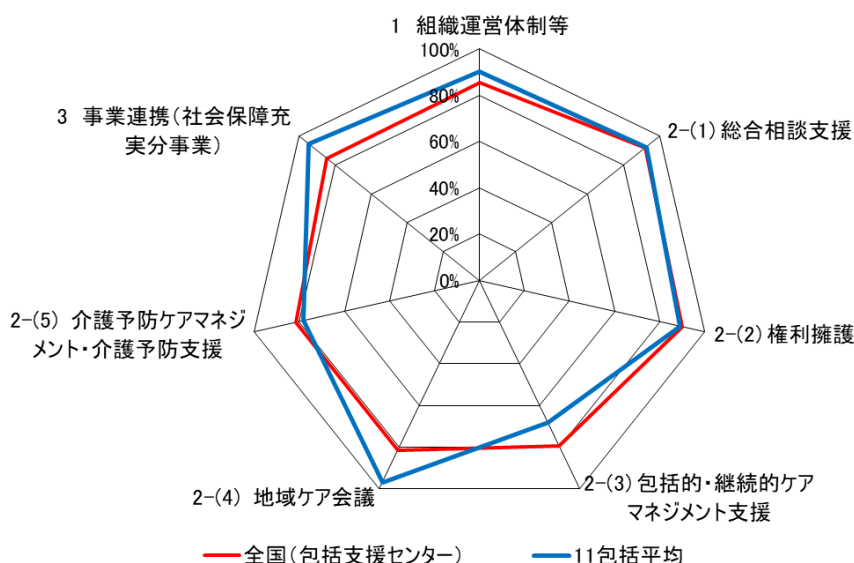
3 評価指標

項目	内容
1 組織運営体制等	・ 3 職種の配置や平日以外の相談窓口の設置、住民に対する事業所の周知、個人情報管理、苦情対応等利用者満足向上等に関する事。
2-(1) 総合相談支援	・ 地域における情報や資源の管理、市に対する相談実績の報告や記録の管理等に関する事。
2-(2) 権利擁護	・ 高齢者虐待対応や、消費者被害、成年後見制度等に関する関係機関との連携等に関する事。
2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	・ 介護支援専門員への研修会の企画・開催や相談事例の管理など、介護支援専門員に対する支援等に関する事。 ・ 地域住民に対する介護予防・自立支援に関する意識啓発や地域支援等
2-(4) 地域ケア会議	・ 地域ケア個別会議、地域ケア推進会議において、自立支援・重症化予防の観点から個別事例の検討や地域課題の検討、市への報告等に関する事。
2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	・ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、インフォーマルな資源の検討や導入、居宅介護支援事業所に委託した際の、台帳への記録・管理等に関する事。
3 事業間連携（社会保障充実分事業）	・ 医療関係者との事例検討会や研修会、認知症初期集中支援チームとの情報共有、生活支援コーディネーターとの協議等に関する事。

4 令和3年度事業評価

(1) 地域包括支援センター（以下、センター）の事業評価

○当市における地域包括支援センターの平均値と全国の平均値との比較



① 評価が全国平均より上回った項目について

ア) 組織運営体制

- ・市町村から、年度当初までにセンター職員を対象とした研修計画が示されていた。

イ) 事業間連携（社会保障充実分）

- ・生活支援コーディネーター等と、地域における高齢者のニーズや社会資源について協議を行った。

② 評価が全国平均より下回った項目について

ア) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について

- ・介護予防・自立支援のための啓発等について拡充を図っていきたいが、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援に係る業務のほか、障害・困窮等の複合的な課題を抱える世帯への対応に時間がかかっている。

イ) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

- ・セルフマネジメントの支援の手法が市町村から示されていなかった。

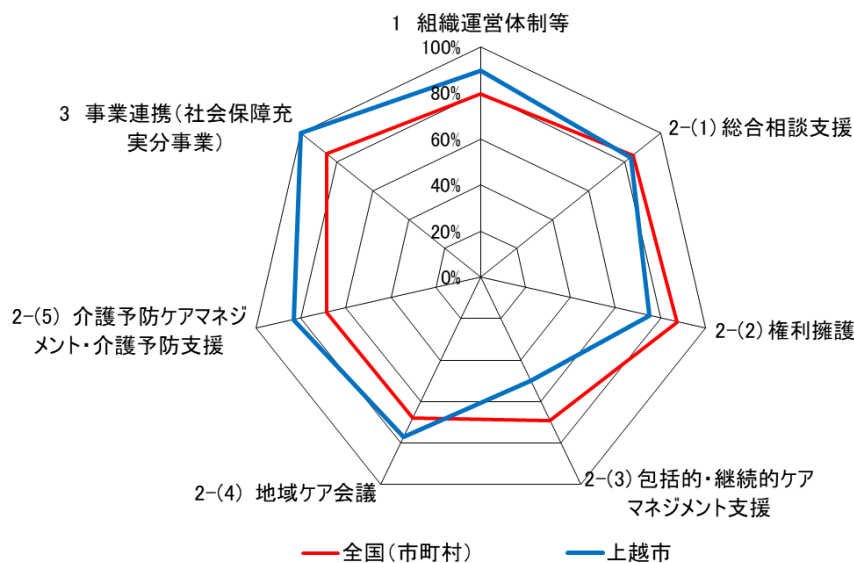
<今後の取組>

○包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について

介護予防・自立支援等を推進するため、町内会の集まりやサロン等の場を活用して、地域住民への啓発等の取組を行う。

(2) 設置主体である市町村の事業評価

○上越市と全国の市町村平均値との比較



① 評価が全国平均より上回った項目について

ア) 組織運営体制

- ・センターに対し、運営方針を示すとともに、センター職員を対象とした研修を行い、支援や指導等を行った。

イ) 事業間連携（社会保障充実分）

- ・生活支援コーディネーター等とセンターの連携・調整が図られるよう、会議等を開催し、情報共有を図った。

② 評価が全国平均より下回った項目について

ア) 権利擁護業務

- ・成年後見制度の市長申し立てに関する判断基準を紙面等で共有しなかった。

イ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータをセンターに情報提供していなかった。
- ・介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類していなかった。

<今後の取組>

○権利擁護業務について

- ・成年後見制度の市長申し立てに関することを含め、制度についての研修等を実施する。

○包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について

- ・センターに対し、圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータを提供できるよう検討する。
- ・センターで受けた介護支援専門員からの相談事例について、実態を確認する。

○介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

- ・利用者のセルフマネジメントの推進について検討する。

○全体を通して

- ・介護予防ケアマネジメント・介護予防支援や障害のある人等の相談支援の状況を確認し、対応を検討する。

令和 4 年度地域包括支援センターの重点取組について

1 令和 4 年度における重点取組「相談支援に関する対応力の向上」

2 取組内容

- ・対象者の状況に合わせ、様々な相談に対応できるよう、事例検討会や研修会等を通して、職員のスキルアップと関係機関等との連携強化を行う。

<職員のスキルアップ>

- ・福祉制度や福祉サービス事業所のサービス内容等について理解を深めるとともに、アセスメントの視点や支援方法などを学び合いながら、職員の資質向上を図る。

<関係機関等との連携強化>

- ・福祉や医療等の関係機関のほか、民生委員・児童委員、町内会長等の地域の支援者との連携を強化する。

3 令和 4 年度地域包括支援センター研修計画（案）

月 日	内 容	講 師
5 月 26 日 (木)	○認知症について ・認知症の方や家族を見守る地域づくりについて ・早期支援に向けた医療との連携について ○社会福祉協議会の業務について ・地域における連携や協働について	認知症疾患センター 社会福祉協議会等
8 月予定	○介護予防、重症化予防について ・介護予防のための地域ケア個別会議について ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について ○介護予防ケアマネジメントについて	県介護予防アドバイザー 健康づくり推進課 高齢者支援課
10 月予定	○在宅医療・介護連携推進事業について	
12 月予定	○障害福祉について	地域生活支援拠点 新潟県相談支援専門員協会
1 月予定	○成年後見制度について ・市長申し立ての判断基準等	講師 当センター
令和 5 年 3 月予定	○今年度の事業の振り返り・共有について ○次年度の事業について	当センター

4 その他(情報交換や事例検討等)

○地域包括支援センター障害・ひきこもり支援担当職員による支援検討会

- ・月1回実施予定
- ・情報共有や意見交換、事例検討等

○生活困窮者自立支援事業支援調整会議

- ・月1回実施予定
- ・情報共有や意見交換、事例検討等

○地域包括支援センター巡回訪問

- ・年3回予定
- ・業務の進捗状況の確認や、事務連絡など

○地域包括支援センター管理者意見交換会

- ・年2回予定
- ・事業の進捗状況や課題等について
- ・今年度の振り返りと次年度の運営について

4 議題

(3) 地域包括支援センターの次期委託契約の更新について

はじめに

- 令和5年度（予定）
地域包括支援センター受託法人の公募・決定（令和6年度～令和11年度）
- 令和6年4月（予定）
決定した受託法人による運営開始



- ◎ 令和4年度
地域包括支援センターの次期（令和6年度～11年度）委託契約
の更新に向けた検討等

目次

① センターの概要

- ア) 法に基づく地域包括支援センターとは？
- イ) センター業務(高齢者支援業務)
- ウ) これまでの経緯
- エ) センターの設置状況・職員配置基準

② 当市の現状と課題

- ア) 高齢者人口の推移と推計
 - イ) 令和2年度 調整済介護認定率
 - ウ) 担当エリア別・高齢者人口の変化
 - エ) 介護予防支援(プラン作成)業務の増加
 - オ) 相談支援業務の複雑化

① センターの概要

ア) 法に基づく地域包括支援センターとは？

イ) センター業務(高齢者支援業務)

ウ) これまでの経緯

エ) センターの設置状況、職員配置基準

ア) 法に基づく地域包括支援センターとは？

- 地域包括支援センターは、**介護保険法**に基づき**高齢者**の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を**包括的**に行う施設
- 高齢者の総合相談のほか、**要支援1・2等の軽度者**（今後、**要支援及び要介護への移行リスクが高い人**）に対する自立や介護予防に向けた支援等を行う。
- 高齢者人口が概ね3,000人以上～6,000人未満ごとに、**3職種**（**保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員**）と**介護支援専門員**（ケアマネ）**1人以上**を配置（合計4人以上／1センター）
- 主な業務は「**包括的支援事業**」、**「指定介護予防支援」**の2つ

イ) センター業務(高齢者支援業務)

包括的支援事業

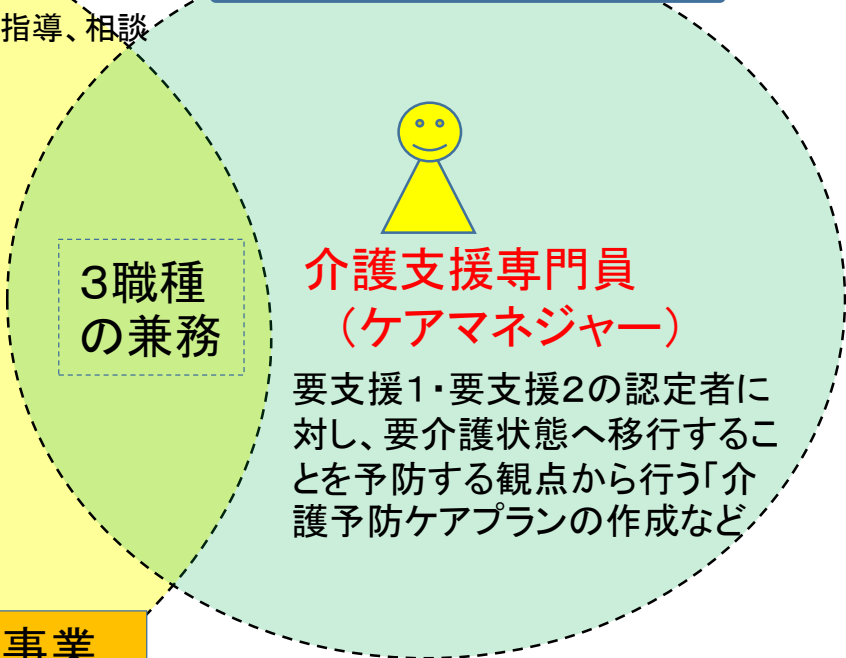
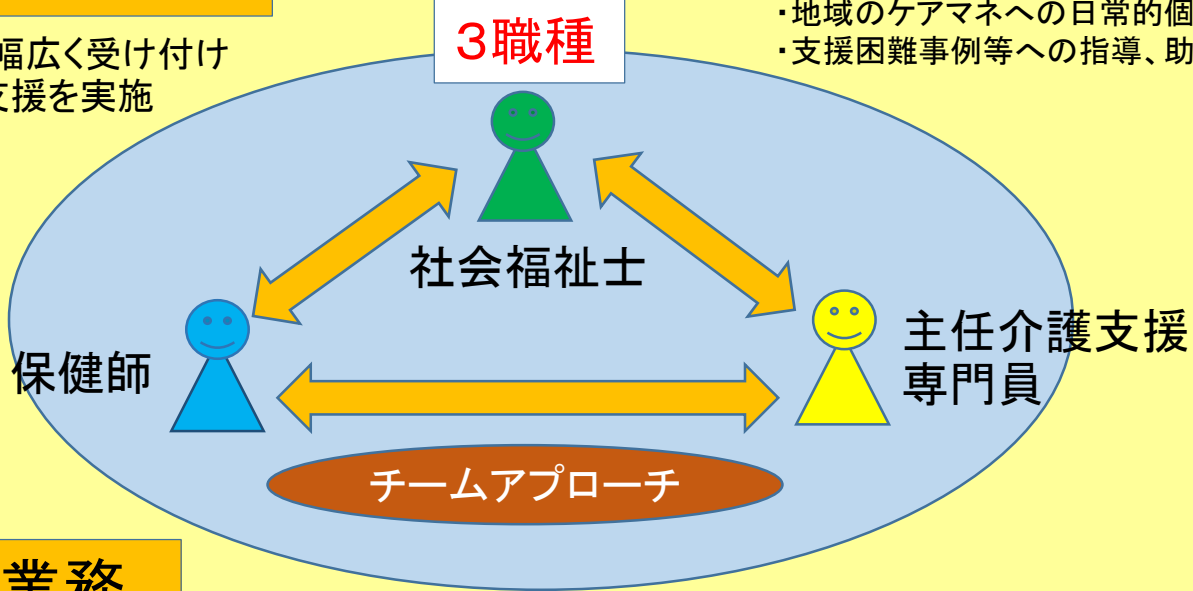
包括的・継続的 ケアマネジメント支援業務

- ・「地域ケア会議」等を通じた自立支援型ケアマネジメントの支援
- ・地域のケアマネへの日常的個別指導、相談
- ・支援困難事例等への指導、助言

指定介護予防支援等 (要支援1・2のプラン策定)

総合相談支援業務

住民の各種相談を幅広く受け付けて、制度横断的な支援を実施



権利擁護業務

- ・成年後見制度の利用促進
- ・高齢者虐待への対応など

第1号介護予防支援事業 (チェックリスト対象者のプラン策定)

要支援・要介護状態になる可能性のある方に対する介護予防ケアプランの作成など

ウ)これまでの経緯

これまでの経緯

- 平成18年度 センターの新設（19か所）
- 平成29年度 センター受託法人の公募選定（平成30年度～令和5年度）
- 平成30年4月 センター再編（拠点11か所、サテライト9か所）
- 令和2年4月 業務内容に障害・生活困窮等の相談支援を追加（当市独自の取組）

* 再編の概要

- ・ 高齢者人口が4千人～6千人程度となるよう市域を11エリアに分け、それぞれ3職種を配置するセンターを設置
- ・ 13区のうち、センターが無い9区にサテライトを設置し、それぞれ社会福祉士1人ずつ配置

区分		再編前(H29以前)	再編後（現在）	
				サテライト
センター数	合併前上越	6	7	-
	13区	13	4	9
	計	19	11	9

エ) センター設置状況・職員配置基準

(単位:人)

区分	受託法人	担当地区 ○:センター配置地区 青字:サテライト配置地区	包括的支援事業 (市委託料)			指定介護予防 支援 (介護報酬等)	合計	障害・生活 困窮業務
			3職種	サテライト	計			
たかだ	医療法人知命堂病院	高田(一部)	3		3	1以上	4以上	1
みんなでいきる	社会福祉法人みんなでいきる	金谷、三郷	3		3	1以上	4以上	1
センター病院	上越地域医療センター病院	高田(一部)、和田	3		3	1以上	4以上	1
高田の郷	社会福祉法人上越老人福祉協会	新道、諏訪、津有、高士	3		3	1以上	4以上	1
リポーン	株式会社リポーン	春日、有田	3		3	1以上	4以上	1
ふもと	医療法人麓会	直江津(一部)、八千浦、保倉、北諏訪	3		3	1以上	4以上	1
府中会	社会福祉法人えちご府中会	直江津(一部)、谷浜・桑取、名立	3	1	4	1以上	5以上	1
しおさい	社会福祉法人上越頸城福祉会	大湊、頸城	3	1	4	1以上	5以上	1
柿崎	社会福祉法人松波福祉会	柿崎、吉川	3	1	4	1以上	5以上	1
浦川原	社会福祉協議会	安塚、浦川原、大島、牧	3	3	6	1以上	7以上	1
あたご	社会福祉法人上越あたご福祉会	中郷、板倉、清里、三和	3	3	6	1以上	7以上	1
計			33	9	42	11以上	53以上	11

② 当市の現状と課題

ア) 高齢者人口の推移と推計

イ) 令和2年度 調整済介護認定率

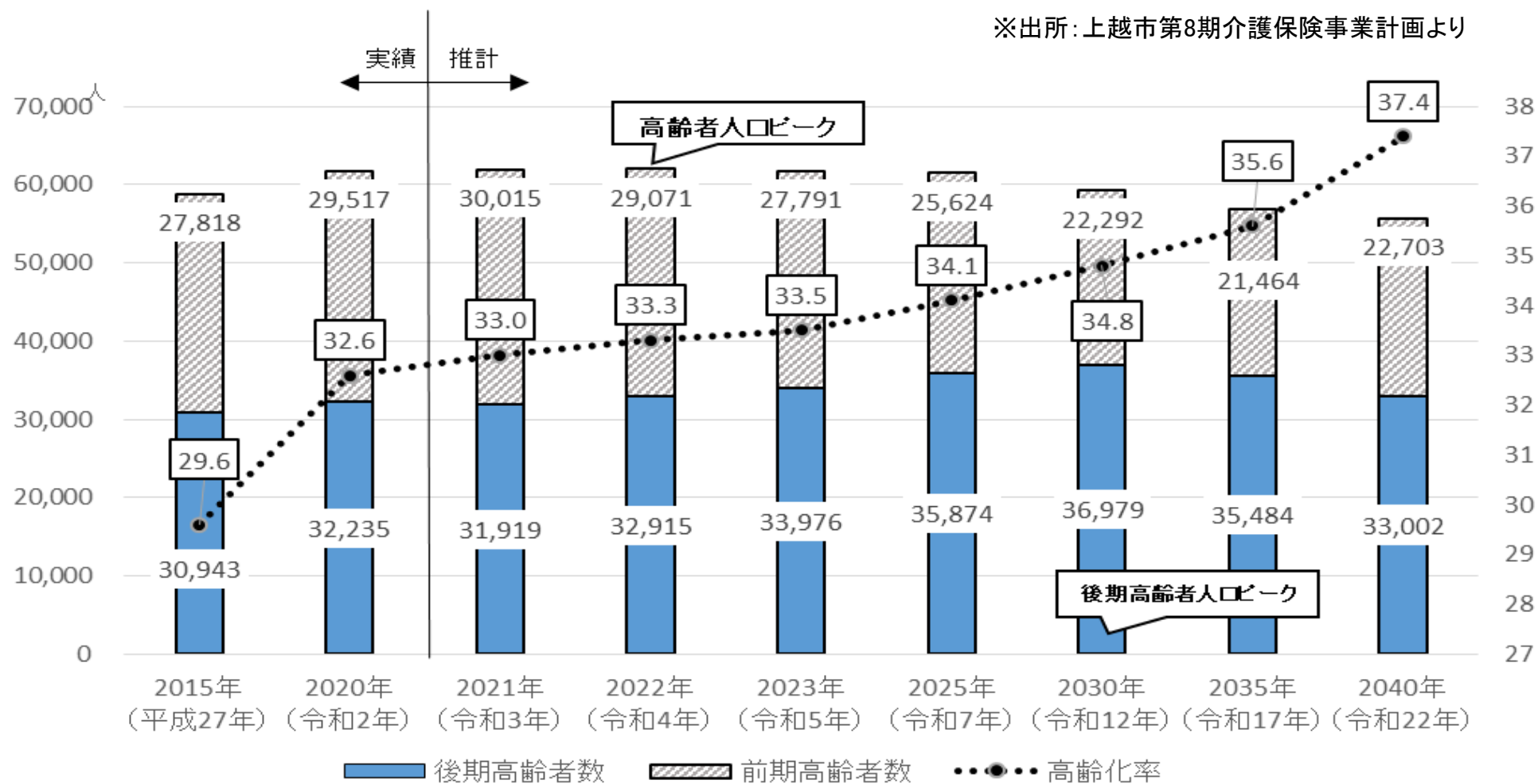
ウ) 担当エリア別・高齢者人口の変化

エ) 介護予防支援(プラン作成)業務の増加

オ) 相談支援業務の複雑化

ア) 高齢者人口の推移と推計

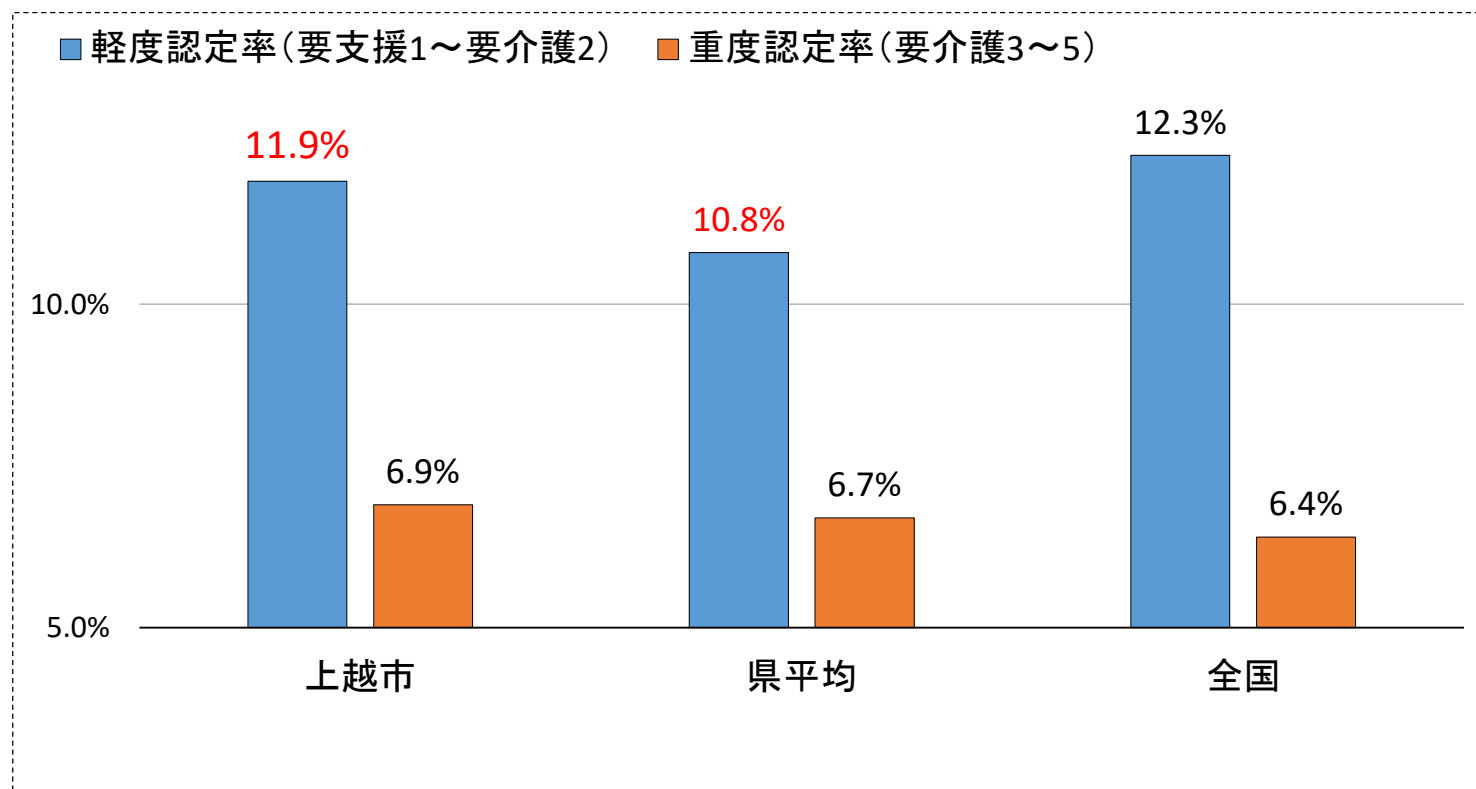
- 当市の高齢者人口は令和4年にピークとなり、その後減少に転じる見込み
- 後期高齢者人口のピークは令和12年の見込み



イ) 令和2年度 調整済み要介護認定率

- ・「調整済み軽度認定率(要支援1～要介護2)」が新潟県平均を上回っている。

(調整済み要介護認定率:地域毎の「高齢者の年齢別人口構成等」の影響を除外した認定率)



ウ) 担当エリア別・高齢者人口の変化

- ・ 春日区、有田区の高齢者人口が、国基準の概ね6千人を大きく上回っている。

(単位:人)

区分	たかだ	みんなでききる	センター病院	高田の郷	リポーン	ふもと	府中会	しおさい	柿崎	浦川原	あたご	計
	高田(一部)	金谷三郷	高田(一部)和田	新道 諏訪 津有 高士	春日 有田	直江津(一部) 八千浦 保倉 北諏訪	直江津(一部) 谷浜・桑取 名立	大潟 頸城	柿崎 吉川	浦川原 安塚 大島 牧	三和 中郷 板倉 清里	
R3年4月	5,453	4,628	6,052	5,058	8,323	4,814	5,613	5,817	5,332	3,971	6,831	61,892
R7年(推計)	5,225	4,594	5,940	5,116	8,830	4,694	5,483	5,961	5,229	3,860	6,742	61,674

※ R3年4月:住基データより「すこやかなくらし包括支援センター」作成

※R7年(推計):高齢者支援課・推計データ(令和3年10月作成)

エ) 介護予防支援(プラン作成)業務の増加

・要支援1・2等の軽度者に係るプラン作成の業務が増加

<介護予防支援〔指定介護予防支援(※1)、第1号介護予防支援(※2)〕に係る延べ支援件数の推移>

(単位:件数)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
指定介護予防支援	15,840	17,108	18,228	19,034	20,127
直営	7,088	6,302	6,842	7,540	8,757
外部委託	8,752	10,806	11,386	11,494	11,370
第1号介護予防支援	11,324	11,820	12,354	12,215	12,387
直営	6,898	6,663	7,090	6,949	7,148
外部委託	4,426	5,157	5,264	5,266	5,239
計	27,164	28,928	30,582	31,249	32,514
直営	13,986	12,965	13,932	14,489	15,905
外部委託	13,178	15,963	16,650	16,760	16,609

※1) 指定介護予防支援 : 福祉用具レンタルなどの介護予防給付サービスを利用する要支援1・2の人に係るプラン作成業務

※2) 第1号介護予防支援 : 総合事業(通所、訪問サービス)のみを利用する要支援1・2の人及びチェックリスト対象者に係るプラン作成業務

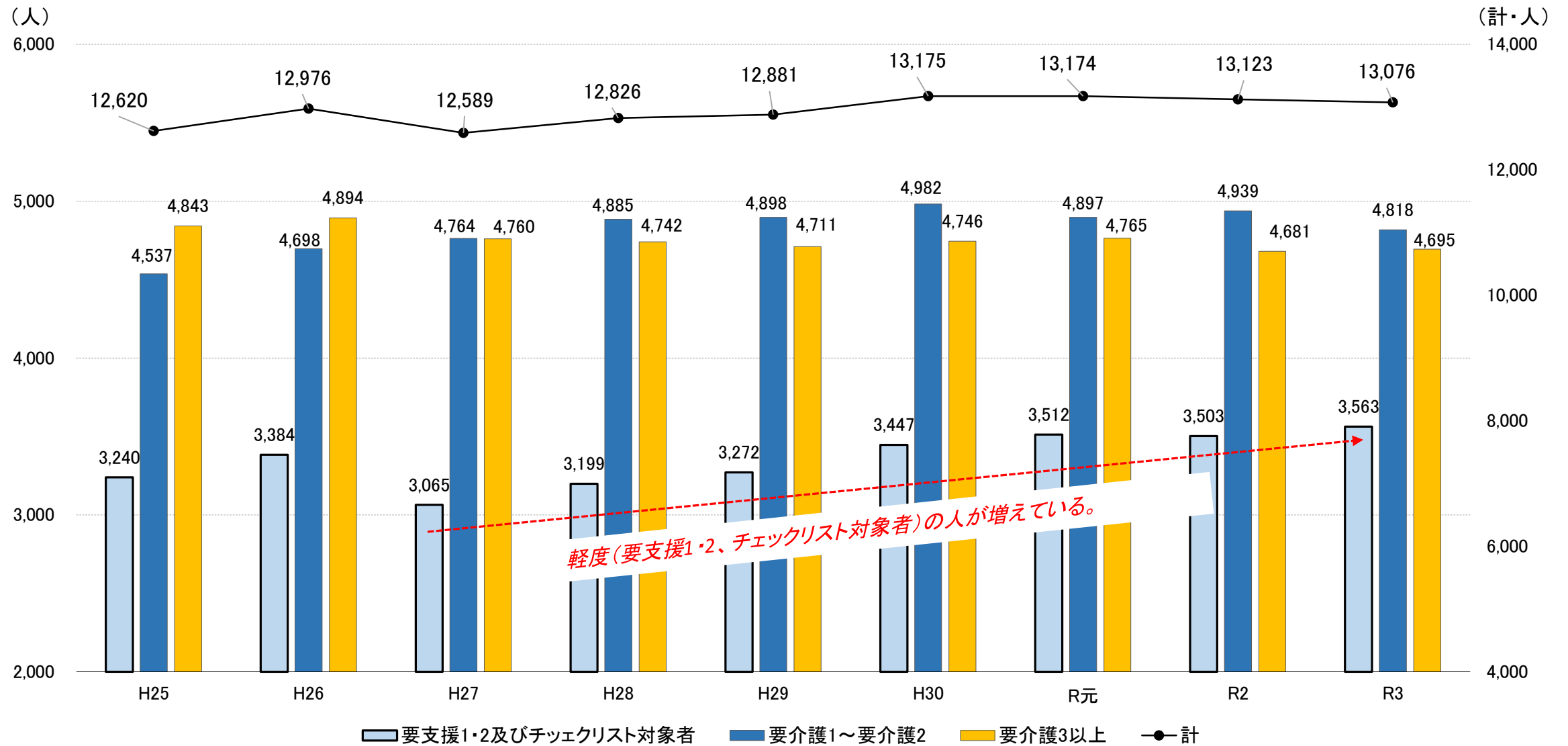
オ) 相談支援業務の複雑化

- 令和2年度から障害・困窮等に関する相談に対応
- 複合的な課題を抱えている世帯が顕在化してきている。

＜地域包括支援センターにおける相談実人数(令和2年4月～令和4年3月末現在)＞

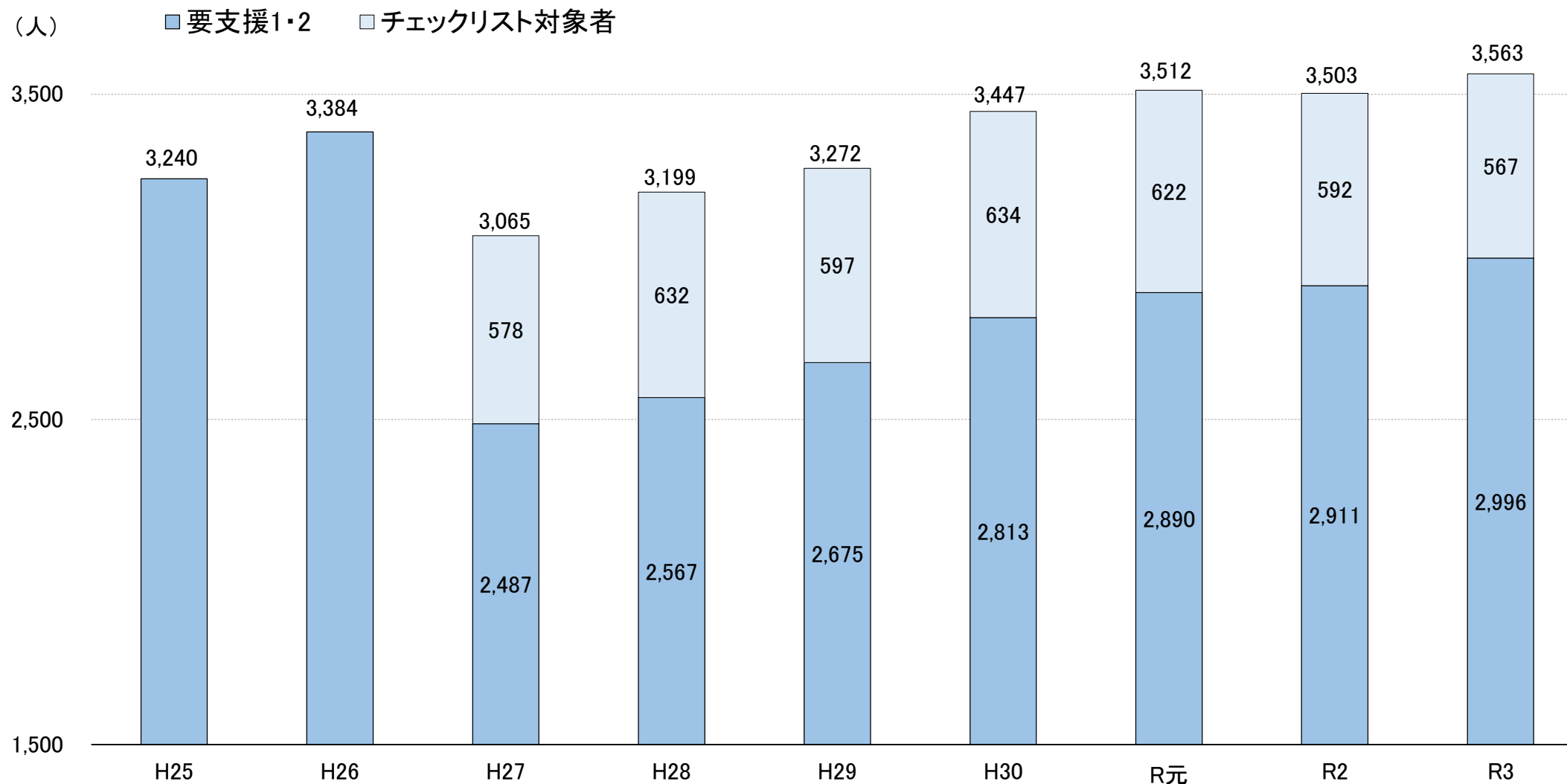
区分	相談実人数(高齢者除く)	備考
受理件数	913人(100.0%)	
支援の終結	304人(33.3%)	サービス利用につながった事例や問題が解決した事例など
継続支援	609人(66.7%)	複合的な課題を抱えている世帯が多く、支援が長期化

(追加資料1-①) 介護認定者の推移



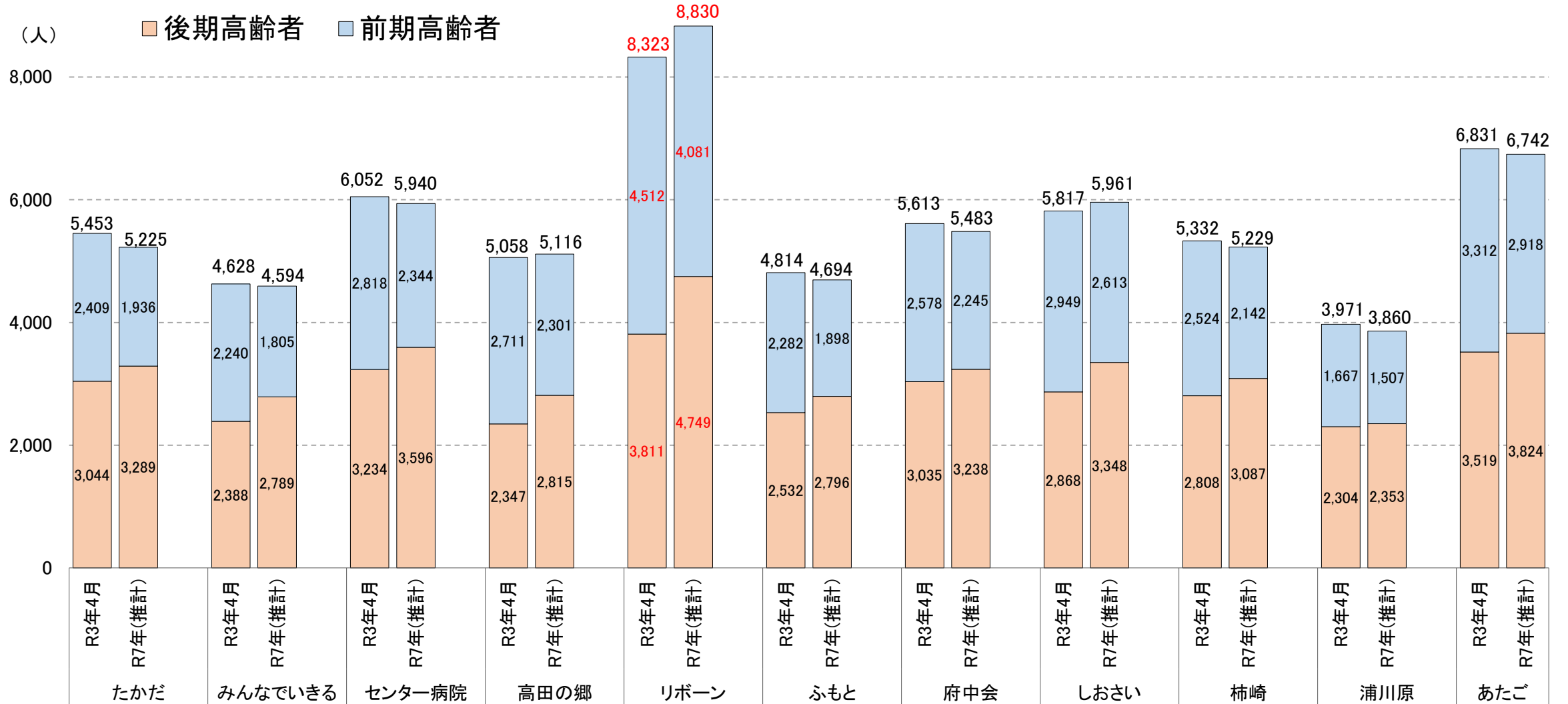
※高齢者支援課認定情報より(各年度3月末数値)

(追加資料1-②) 要支援1・2及びチェックリスト対象者の推移



※高齢者支援課認定情報より(各年度3月末数値)

(追加資料2) 地域包括支援センター一別・高齢者人口の推移



※ R3年4月 : 住基データより「すこやかなくらし包括支援センター」作成

※ R7年(推計): 高齢者支援課・推計データより(令和3年10月作成)

上越市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の円滑かつ適正な運営を図るため、上越市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) センターの設置等に関すること。
- (2) センターの運営の評価に関すること。
- (3) センターの職員の確保に関すること。
- (4) 地域における介護保険以外の福祉サービス等との連携その他の地域包括ケアに関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 運営協議会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 介護サービス又は介護予防サービスに関係する事業者又は団体の代表者
- (2) 介護サービス又は介護予防サービスを利用している人
- (3) 介護保険以外の福祉サービスに関係する事業者又は団体の代表者
- (4) 権利擁護、相談事業等を行う機関に属する人
- (5) 学識経験者
- (6) 公募に応じた市民
- (7) その他市長が必要と認める人

(委員の任期)

第4条 運営協議会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 運営協議会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 運営協議会の庶務は、すこやかなくらし包括支援センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。